

令和5年4月から

保育所・認定こども園・幼稚園の入園を希望する人へ

来年4月から教育・保育施設の利用を希望する人の受け付けが11月から始まります。
家庭の状況に合わせて、保育所・認定こども園・幼稚園を利用できます。

教育・保育施設

保育所／就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設です。

※市内には公立保育所が13施設、私立保育園が5施設あります。

認定こども園／幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※市内には私立の認定こども園が3施設あります。

幼稚園／小学校以降の教育の基盤をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。

※市内には私立の旭幼稚園があります。

三つの認定区分

子育て支援サービスを利用する場合、市が認定する区分により保育所、認定こども園などが

利用できます(別図)。

1号認定／満3歳以上で教育を希望する子ども

2号認定／満3歳以上で保育を必要とする子ども

3号認定／満3歳未満で保育を必要とする子ども

※旭幼稚園は別の認定が必要で、幼稚園を通じて申請書を提出してください。

保育サービスを利用するには

保育所などを利用する場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

同居の親族が保育できる場合は、利用の優先度が調整されることがあります。

〈保育を必要とする理由〉

- 就労や求職活動(居宅内労働、起業準備などを含む)
- 妊娠・出産

ハニカムで利用者支援

子育て支援センターハニカムでは、保育所・認定こども園・幼稚園や一時預かりなどの子育て支援サービスの中から、それぞれの家庭に合ったサービスを紹介し、利用できるよう支援を行っています。
園子育て支援センターハニカム(☎62-7099)

- 保護者の疾病や障害
- 同居または長期入院中の親族の介護や看護
- 災害復旧
- 就学(職業訓練校での訓練などを含む)
- 児童虐待やDVの恐れがある
- 育児休業中に、すでに保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
- 前記に類する状態として、市が認めた場合

子育てサービスの提供イメージ

保育料はどうなるの

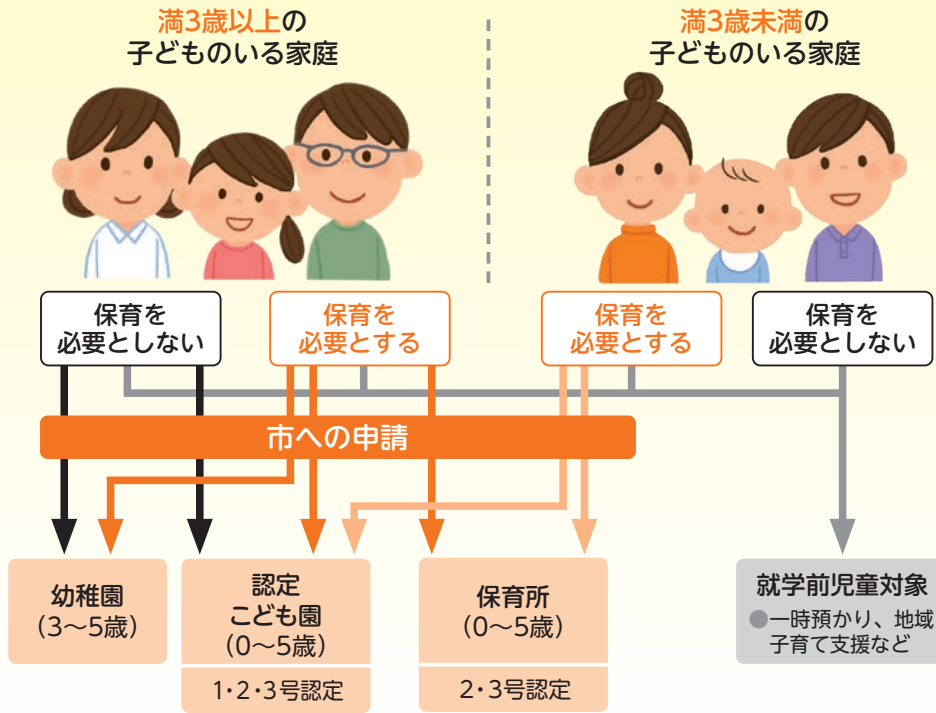
世帯の市民税額を基に、市が決定します。旭幼稚園の保育料は、園が設定します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保育料が無料になります。

- 保育所・認定こども園・幼稚園に通う、3～5歳児
- 1号認定の子ども

問い合わせ先

子育て支援課保育班

☎ 62・5313



【保育所など一斉入園受け付け日程表】

受付時間／午前9時～午後4時

入園を希望する保育所	受付日	受付会場
ゆたか保育所	11月1日(火)	※市役所1階市民ホール 各保育所では行いません。
中央第二保育所		
※令和7年4月から統合予定。		
共和保育所	11月2日(水)	
日の出保育所		
池の端保育所		
海上保育所		
古城保育所	11月4日(金)	
中央第一保育所		
まんざい保育所	11月7日(月)	
鶴巻保育園(私立)		
おうめい保育園(私立)	11月8日(火)	
干潟町中央保育園(私立)		
とみうら保育所		
中央第三保育所		
サンライズベビーホーム(私立)	11月9日(水)	
※3歳児まで。		
いいおか保育所		
ひかり保育園(私立)		
干潟保育所		
※令和5年4月から私立保育園になる予定。		

※保護者はマスクを着用してください。

※市役所の駐車場が満車の場合は、旭文化の杜公園第二駐車場に停めてください。

【認定こども園・幼稚園入園受け付け日程表】

入園を希望する認定こども園など	受付開始日	受付会場
あさひこひつじ幼稚園	11月1日(火) ※受付期間や時間などは各園に問い合わせてください。	入園を希望する認定こども園・幼稚園
うなかみ幼稚園		
いいおか幼稚園		
旭幼稚園		

11月から開始 入園受け付け

令和5年4月の新規入園を希望する子どもの、認定申請と入園申請を受け付けます。

保育所

対象／2・3号認定の子ども

申請書類の配布場所／各保育所、子育て支援課

一次受付期間

左表のとおり、市役所で一斉入所受付期間を設けます。希望する施設の受付日に提出してください。都合がつかない場合は、期間中の別の日に提出してください。

二次受付期間

一次受付期間終了後に空きがある施設のみ、12月5日(月)から令和5年2月28日(火)まで、子育て支援課で申請を受け付けます。

認定こども園

対象／1・2・3号認定の子ども

※入園は市と認定こども園で協議の上、決定します。

申請書類の配布場所・提出先／各園

幼稚園

対象／満3歳以上の子ども

申請書類の配布場所・提出先／旭幼稚園

※入園時期などくわしくは旭幼稚園(☎62・0788)に問い合わせてください。

そのほか

市外の保育所へ入園を希望する人は、必ず事前に子育て支援課に連絡してください。

令和5年5月以降の入園を希望する人は、保育所は子育て支援課に、認定こども園は各園に確認してください。